

# 第11回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和2年11月5日(木)
- 2 開会日時及び場所  
令和2年11月5日(木) 午後2時00分  
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和2年11月5日(木) 午後3時33分
- 4 委員氏名

## (1)出席者(19名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸
13番 池田 兼三	14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子
17番 鶴崎 進	18番 大久保信一	19番 小筏 正治	

## (2)欠席者(なし)

## 5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女
農漁村整備課	宮崎 彰博

## 6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第60号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第61号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第7 議案第62号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第8 報告第10号 非農地通知の発出について

## 7 農政推進に係る協議事項

(1) 基盤強化法を利用した農地取得後の転用について

---

午後 2 時00分開会

○事務局（原田 誠二君） 議事に入る前に、議案の訂正をお願いします。

議案書 87 ページ、議案第 60 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についての受付番号 159 番の所在地番のうち、下から 4 番目の 1185 番、339 平方メートルの 1 筆が取り下げられましたので削除願います。それに伴い合計筆数を 13 筆に、合計面積を 9,839 平方メートルへ訂正をお願いします。なお、合計借賃は変更ありません。

また、基盤強化法の集積計画では、草野英治委員・川内委員・大久保委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等のための発言は差支えありません。また他の案件についての意見を求めるため、最後の議決時にそれぞれ退出していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局長（坂本 英知君） 委員の皆様、お疲れさまでございます。朝晩めっきり寒くなりましたので、コロナもありますので、風邪などお召しにならないよう十分健康にはご留意頂きたいと思えます。

この総会の後に、農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会も開催をいたしますので、該当する委員におかれましては、よろしく願いいたします。

それでは、今日は欠席の届出はあっておりませんので、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さん、こんにちは。雲仙市農業委員会総会を開催いたしましたところ、今日は全員の出席ということで、皆さん方、ご参加くださりまして本当にありがとうございます。

それでは、ただいまから令和 2 年第 11 回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規定第 12 条の規定により、3 番、松永委員、4 番、東委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思えます。

日程第 2、議案第 57 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 8、報告第 10 号非農地通知の発出についてまでの議案 6 件、報告 1 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 57 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君）

〔議案第57号の朗読〕

議案書は3ページ、受付番号65番から67番までの申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、受付番号65番です。

受付番号65番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号65番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。65番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号66番です。

受付番号66番は、規模拡大のため、叔父から受贈する案件です。

受付番号66番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、受付番号66番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、受付番号67番となります。

受付番号67番は、規模拡大のため借り受ける案件です。

受付番号67番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、受付番号67番について、何かご質疑がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第57号、受付番号65番から67番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第58号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君）

〔議案第58号の朗読〕

議案書は5ページ、受付番号11番から14番までの申請がっております。

詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会長から案件について、説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号11番から14番です。

受付番号11番は、一般個人住宅用地へ転用する追認申請です。申請地は、平成10年に亡き母が住宅増築を行った案件です。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地で、令和2年9月16日付公告で農振除外されているため、簡易手続相当違反案件基準に該当し、第1種農地ではあるが、転用目的が既存施設の拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから、例外的に追認できる案件と思われます。（既存施設面積292.15平方メートル）。

受付番号12番は、養蜂場用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地区域内にいる農地で、令和2年10月7日付公告で農用地から農業用施設用地へ用途区分変更がされております。また、山田原第2土地改良区からも養蜂施設用地として異議なしとの意見書も提出されていることから、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号13番は、農業用倉庫及び一般個人住宅用地へ転用する追認申請です。申請地は昭和54年に亡き父が農業用倉庫を建設、昭和62年に亡き母が住宅を建設していた案件です。申請地は農振白地、阿母崎駅より500メートル以内に存在することから、第2種農地と判断しまし

た。また、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地で、簡易手続相当の違反案件基準に該当することから、例外的に追認できる案件と思われます。

受付番号14番は、キノコの菌床残滓再加工施設用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地区域内にある農地で、令和2年10月7日付公告で農用地から農業用施設用地へ用途区分変更がされているため、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号11番から14番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号14番については、農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号42番と同一事業による転用であるため、次の5条申請と一括協議したいと思いますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、受付番号11番から13番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。

まず、受付番号12番ですけれども、養蜂場用地ということで、中部調査会のほうで審議していただいたときに、周りの農地に対しては被害防除計画を出されていたんですけれども、逆に転用者の蜂が、周りのブロッコリー、消毒した後、そこに水を飲みに行くと死んでしまうと、それについて何も言わんとやろうかいということで、一応、書面でそういうのをもらったらどうかということで、事務局のほうからその旨、申請者のほうに伝えたら、誓約書ということで書面で出させていただきます、「今回の転用を申請するに当たり、周囲が農地であるため、肥料とか消毒とかすることになったときに、養蜂場として利用するに当たり、蜂等にもし被害が及ぶことがあった場合でも、当事者間で協議し、円満解決を図るようにしますので、農業委員会及び土地改良区関係者、機関には一切苦情は申しません」ということで出されております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま養蜂場のことで事務局から説明があったわけですが、皆様方、ご質疑ありませんか。どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 森崎です。大久保委員にちょっとお尋ねしますが、換地というか畑総に入ってくるのか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（18番 大久保信一君） 私の土地改良とは別のところ、違うところですが、一応、事務局からという形で説明を受けてましたので、事務局のほうから。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局次長（増富 浩彦君） 今のお尋ねですけども、入っています。で、非農用地指定を受けています。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 初めから、そういう感じで。

○事務局次長（増富 浩彦君） はい。非農用地指定をもらっておられるところです。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） よかですか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑ないようですので、議案第58号、受付番号11番から13番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君）

〔議案第59号の朗読〕

議案書10ページ、受付番号は先ほどの4条の関係している、まず42番からこの申請分でお願ひしたいと思います。資料は別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会長から案件について、説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号42番です。

受付番号42番は、キノコの菌床残滓再加工施設用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地区域内にある農地で、令和2年10月7日付公告で農用地から農業用施設用地へ用途区分変更がされているため、例外的に許可できる案件と思われまふ。

受付番号42番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、農地法第4条、受付番号14番並びに農地法第5条、受付番号42番について一括

協議いたします。ご質疑がありましたらお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。農地法4条の受付番号14番と農地法5条の受付番号42番について、中部調査会で審議をしたところ、この近くに、すぐ隣に歯医者さんがあるんですけども、それで菌床残滓ということで、臭いはするかもしれないということなので、申請者の方に歯医者さんにも一言言ってくれろうということで意見が出ました。そのことを申請者のほうに伝えましたら、昨日、一応、お話に行かれて承諾を得たというお電話を頂きました。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 事務局から近隣の承諾を昨日、受けられたそうです。この案件に関して、皆様方、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ご質疑がないようですので、議案第58号、受付番号14番並びに議案第59号、受付番号42番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君）

〔議案第59号の朗読〕

議案書は8ページです。受付番号は37番から41番、43番から44番までの申請があつております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

東部調査会長、お願いします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、受付番号37番から38番です。

受付番号37番は、駐車場用地へ転用する追認申請です。申請地は平成15年に造成工事を行った案件です。申請地は農振白地、雲仙市役所国見町総合支所から300メートル以内に存在していることから、第3種農地と判断しました。また、簡易手続相当の違反案件基準に該当することから、例外的に追認できる案件と思われます。

受付番号38番は、隣接の農業用施設との併用で従業員駐車場及び貯水タンク設置用地への転用を計画されています。申請地は農振農用地で、旧瑞穂町時に農用地から農業用施設用地へ用途

区分変更がされております。

受付番号37番から38番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号37番、38番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会、お願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号39番から41番です。

受付番号39番は、一般個人住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、雲仙市役所から300メートル以内に存在することから、第3種農地と判断しました。

受付番号40番は、飼料保管用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地区域内にある農地で、令和2年6月17日付公告で農用地から農業用施設用地へ用途区分変更がされているため、例外的に許可できる案件と思われま

す。受付番号41番は、農業用倉庫用地へ転用する追認申請です。申請地は40年ほど前にお互いの亡き父同士が売買契約を交わし、土地を引き渡して倉庫を建設した案件です。申請地は農振農用地区域内にある農地で、令和2年10月8日付公告で農用地から農業用施設用地へ用途区分変更がされているため、例外的に追認できる案件と思われま

す。受付番号39番から41番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号39番から41番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、受付番号43番から44番です。

受付番号43番は、物置・洗濯物干場用地へ転用する追認申請です。申請地は平成10年頃、兄所有の農地へ建築した案件です。申請地は山林と宅地に囲まれた10ヘクタール未満の生産性の低い農地集団内にあるため、第2種農地と判断しました。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地で、令和2年9月16日付公告で農振除外されて

いるため、簡易手続相当の違反案件基準に該当し、追認申請できる案件と思われます。

受付番号44番は、建築設計事務所用地へ転用する計画がされております。申請地は農振白地、山林と宅地に囲まれた10ヘクタール未満の生産性の低い農地集団内にあるため、第2種農地と判断しました。

受付番号43番から44番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、43番、44番について、何かご質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第59号、受付番号37番から41番、43番から44番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第60号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君）

〔議案第60号の朗読〕

議案書は12ページ、受付番号1番から、議案書90ページ、受付番号167番までです。詳しくは別添3を御覧ください。

受付番号1番から97番については貸借に係る案件、受付番号98番から112番については所有権移転に係る案件、受付番号113番から167番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 議案第60号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から97番について、ご質疑ありませんか。

あまりにもちょっと数が多いので、ちょっと時間を取ってみたいと思います。97番まではどうでしょうか。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 2番ですね、年23万円ってなるととですけど、これ、ハウスか何かですか。

○議長（小筏 正治君） 事務局。

○事務局（原田 誠二君） 先ほどの内田委員のご質問、2番ですね。西部調査会時にはハウス、イチゴということで聞いております。

以上です。

○委員（12番 内田 弘幸君） はい、分かりました。

○議長（小筏 正治君） いいですか。2番は、ハウスのイチゴ栽培だそうです。  
ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようでしたら、次に、所有権移転に係る受付番号98番から112番について、何かご質疑がありましたら、お願いいたします。98番から112番。所有権移転の案件ですね。どうぞ、池田委員、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 99番の合計が書いてない。

○議長（小筏 正治君） 99番の合計だそうですよ。

○事務局（原田 誠二君） 次のページに書いてあります。次のページの一番上に。

○議長（小筏 正治君） よかですか。

○委員（13番 池田 兼三君） はい。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようでしたら、次に、農地中間管理事業に係る受付番号113番から167番について、ご質疑がありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、草野委員、川内委員、大久保委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

〔1番 草野委員、15番 川内委員、18番 大久保委員 退室〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第60号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することといたします。

ここで、草野委員、川内委員、大久保委員の入室を求めます。

〔1番 草野委員、15番 川内委員、18番 大久保委員 入室〕

○議長（小筏 正治君） 満場一致で了解してもらいましたので報告をいたします。

次に、日程第6、議案第61号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君）

〔議案第61号の朗読〕

議案書92ページ、受付番号1番から16番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第61号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。議案第61号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第7、議案第62号土地改良事業に参加する資格について、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君）

〔議案第62号の朗読〕

議案書100ページからですね、資料は別添4を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、中部調査会長のほうから案件について説明をお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

土地改良事業に参加する資格について、中部調査会から説明します。

本案件に係る農地については、所有者及び耕作者が土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に該当すると中部調査会では判断しました。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

ここで、担当課の方から詳しい説明があるとのことなので、よろしくお願ひします。

○農漁村整備課（宮崎 彰博君） 皆さん、こんにちは。吾妻町の横田地区の基盤整備事業を担当して

おります農漁村整備課の宮崎と申します。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

横田地区につきましては、計画面積17.4ヘクタール、田8.1ヘクタール、畑7.6ヘクタール、道路等が1.7ヘクタール、受益者数が85名、事業内容としましては、水田地の区画整理（暗渠排水含む）と畑地の区画整備及びかんがい施設の整備でございます。

区域としましては、吾妻中学校の少し山側から広域農道までの一級河川土井川沿いの水田地帯と、一つ尾根を挟んで愛野側の広域農道の上下の畑地帯を取り込むように計画しております。

事業期間は、令和3年度から令和9年度の7か年、総事業費としましては6億3,420万円を予定しております。

今回、令和3年度新規採択を目指し、関係者から事業同意の聴取を行うこととしておりますが、当該受益者が本事業に参加するに当たり、土地改良法の規定に基づく参加資格を有することの証明を農業委員会にお願いする必要があるため、今回、お時間を頂き、説明させていただきました。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） 本案件についてご質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第62号土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第10号非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君）

〔報告第10号の朗読〕

議案書は109ページを御覧ください。

受付番号1番については、所有者より申出があり、地元農業委員と現地確認を行ったところ、山林化していると確認できたことから、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 報告第10号についてご質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、

議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで休憩といたします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後 2 時 50 分休憩

.....

午後 3 時 00 分再開

○議長（小筏 正治君） それでは、引き続きとなりますが、農政推進に係る協議をただいまから行います。各委員の協力方、よろしくお願いします。

それでは、早速、本日の協議事項に入ります。

基盤強化法を利用した農地取得後の転用について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（増富 浩彦君） 9月、10月の総会で、2回、一応、説明してきました。農地取得後の転用申請について、いろいろとご意見も出してもらいましたけれども、事務局としましては、3ページ以降にあります取扱い基準案のとおりで、今回、ちょっと承認をしていただけないかなとは思っております。

1ページ目ですけれども、農地法第3条と農業経営基盤強化促進法の趣旨要件、下限面積等を書いております。2か月ぐらい前に出した書類なので、お目通しを頂いていると思いますので、ちょっと割愛させていただきます。

2ページをお開きください。

この問題の課題としまして、中ほどからなんですけれども、どちらも農地を農地として耕作することが目的で取得するにもかかわらず、農業経営基盤強化促進法においては、意欲のある農業経営者を総合的に支援する目的で創設され、様々な優遇措置があることを大義としまして、農地転用を不許可とする法的根拠がないにもかかわらず、原則不許可ということで申請書、また相談があったときも預かっていないのが今の状況です。

このことは、3条と比べまして整合性を欠いていると言え、公平公正な認可を行うため、おのおの転用許可申請時の判断基準の明確化を図っていかねばならないということで考えております。

2つ目で、その3条と基盤強化法による申請時の説明の徹底を各地区の調査会とか事務局職員及び総合支所、農業委員会事務局担当者または農業委員さん、推進委員さんの共通理解のもと、この許可手続の明確化を図っていきたいと思っておりますので、提案をしているところでございます。

3の、事務取扱基準の策定としまして、前述のとおり、3条及び強化法により、農地を取得後の農地転用においては、農地転用を不許可とする法的根拠がないものの、法の趣旨に基づき申請

者に十分な説明を果たした上で、当該地を転用許可申請が提出された場合、次のページ、3ページの基準案ということで、取扱うこととしたいということで、ずっと説明をしてきております。

農地法の第3条による農地取得、3条による取得農地の取扱いは、今までと何ら、一切変わりません。農業経営基盤強化促進法による取得農地のほうを、条件をつけて転用ができる正当な事情と判断基準を定めまして、それが正当な事情と判断できる場合に限って、転用を農地法3条と同じ条件で認めていこうということで、提案をさせてもらっております。

令和3年度の4月からこういう運用をしていきたいと考えておりますので、農業委員さん、総会の中でよく審議をしてもらって、承認をしていただければと思います。

事務局としましては、担い手不足等の解消の一助になればと思って提案をしておりますので、その辺も考慮の上、ご審議してもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（小筏 正治君） ただいま次長のほうから説明があったわけですけど、ただいまの説明に対してご意見、質問等ありましたら、挙手の上、議論をお願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 今、次長のほうから説明があったわけですけど、ここに転用許可申請時、農地法3条と経営基盤強化法も一定期間農地として耕作していたこと、最低、取得後の6か月経過もしくは1作以上の作付が条件とありますけど、3条であろうが経営基盤強化法であろうが、農地を農地として使うということで売買なりあると、わけですたいね。そうしたら、もう最初から、最低取得後6か月とか何とかという文言自体があることが何かおかしかねと思うとですたいね。そういうことじゃなくて、もう農地は農地として利用していった中で、しかたなくもう転用せんといかんということであるなら、それはそれでちゃんとした理由があれば、転用は認めてもよかろうばって、何かこん、こうがん文言のあれば、逆に、今までもそういう形で6か月すればよかですよというような方向で、今までも来とるわけですたいね。もうこの文言自体が、俺は問題と思うとですよ。農地を農地として使うというのに、何か取得後6か月とかですよ、これ自体が俺はもう最初から、こういう文言自体が要らんとしたですたい。

そして、転用は転用であれするなら、それにはちゃんとした理由のもとに許可していくとですようけん。基盤強化法であろうが、3条であろうが、そしたら、これ、全く要らんし、そして、変に6か月とか、そういうとは書けば、言うときには言わんばいかんもんだし、これは必要なかと思うとですよね。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 文言上、もちっと書き方がなかかということですかね。

○委員（12番 内田 弘幸君） そういうことです。

○議長（小筏 正治君） 転用は転用にしても、許可はしてもいいけど、その、取得後6か月経過し、

1作以上とか、それは要らないのじゃないかということですかね。

○委員（12番 内田 弘幸君） こういうのを書くことによって、何か、こういうと書いてあれば、何か取得後6か月とか1回耕作すれば転用ばあけてもよかですよと言わんばかりの文言に見えてですよ、それよりももうこういう文言は入れんで、そして3条であろうが、経営基盤強化法であろうが、転用ができない理由、法的には根拠がないというなら、農地法であろうが、経営基盤強化法であろうが、経営基盤強化法もずっと読めば読むほど、やっぱり農地を担い手とか、そういうとにしやすいように、農地法の農用経営基盤強化促進法に読めば書いてあつとに、これは6か月とかですよ、こういう、わざわざこういう文言は要らんとかな、要らんとじゃなかかなと、これだけがどげんしてん、事務局のほうから言われることと、これは、わざわざこういう、うたわんばいかんとかなというところが、ずうっと頭ん中から消えんとですたいね。

これがある以上は、頭から、もう6か月すれば転用してもよかつですよってということが通るものであって。納得がいかとです。

○議長（小筏 正治君） そこは、事務局としてはどうでしょう。

○事務局次長（増富 浩彦君） そこは、ちょっと削るなり、ちょっと何かいい文言がないかというのを、ちょっと、次回までにちょっと検討させてください。

あとはよろしいですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（18番 大久保信一君） 今の意見に対してですけども、今、内田委員から言われたごと、私も分かるわけですけども、やっぱり取得して、こう何らかの文言をしとかんば、期間辺りしとかんば、取得してすぐ3条であっても、経営基盤強化法であっても、買って、すぐ、そういう認められるようなところがあれば、すぐ宅地に転用が行われる可能性も出てくるのかなと思うわけですが。

その場合をどうするか、まあ、今、内田委員の言われること分かるんです。我々はこん3条であっても、今、基盤強化によつては、農地として取得されるものだと思つとるわけですけども、やっぱり人によってはすぐもう、次、転用で上げてこられるのでね、その辺をどうするか。何らかのいい文言か何かで入れられるものかですな。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 3条にしても、経営基盤強化法にしても、原則としては転用は不許可という原則があるわけですよ。これは、もう農地を農地としてするための取得やからですたい。その中で、これを、今、内田さんが言うけど、6か月とか何とかじゃなくて、原則として転用は認められない。ただ、正当な事情がある場合は、それには限らないという文言のほうが、書いては何か、これはもう3条も経営基盤も一緒の条件になるわけですよ。これらは、今、3条には正当な事情とは書いてなけれど、これはもう一緒ですたいね、3条も経営基盤強化もですたい。そういう文言ができ

ないのか。

原則、やっぱりこれは転用というのは、不許可ですよという原則は今から正当な事情がある中ではやむを得ないという形の許可があるということだと思います。原則として、不許可が原則、正当な事情があれば、それに限らず……。

○議長（小筏 正治君） 局長からちょっと説明があります。

○事務局長（坂本 英知君） 内田委員がおっしゃることはもっとも私も思います。原則不許可なのに、期限を入れるのはおかしいというご指摘はもっともだと思っております。

これを入れたのは、今までの経緯で、農地を農地として利用する一つの目安として6か月以上、1作というような記載になったものと判断しとるんですけども、ご指摘の分については、増富次長が申したとおり、確かに、こういう記載がまずいという委員のご意見であれば、抹消するか、それに代わる字句を、東委員もおっしゃられましたので、次回の総会時までには再度提出させていただきたいと思っております。

その他のご意見がありましたら、また、よろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） 内田委員、ただいま説明で、どうなんでしょう、まだ理解、納得されないところがありますか。

○委員（12番 内田 弘幸君） いや、私もそれでいいです。

○議長（小筏 正治君） 文言については、事務局で検討するということですけど、原則的にこの農地というのは、転用はしてはいけないという規則の中で、こういう申請が上がった場合、皆さんで協議して、これはもうやむなしに許可せにゃいかんところは許可してもいいだろうということに今まではなってきたんですけど、ただ、今度は、今から、これがなったら、事務局の受付の対応がどのようなあれでなっているのか、3条が上がってきた場合は、基盤強化で上がってきた場合は、やっぱりそのときの事務の仕方でいろいろと、事務局のほうから対応して、絶対転用はできませんですよというふうになるのか、転用するにはということ、いろいろと、今からまた説明の仕方というのがありますので、そこ辺りは事務局のほうにいろいろ考えてもらって、文言をどのように入れるか、内田委員が言われるところに。

ほかに皆さんのほうから、この件に関してありませんか。はい。

○委員（12番 内田 弘幸君） すみませんが、正当な事情があると判断される場合の正当な事情というのは、どのくらいの範囲というのか。

○議長（小筏 正治君） 何ページ、2ページ。

○事務局次長（増富 浩彦君） 3ページですね。3ページに、（1）から（5）までに書いてある判断をしようと考えておりますけど。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 今、増富次長が（１）から（５）までと申しましたけれども、これは農業経営基盤強化法で特に厳格化すべき、要は、いろいろな恩恵を受ける基盤強化法の場合について、特に認める場合の事例を挙げましたので、内田委員の、今、ご意見のとおり、３条と基盤強化法を横並びの、特に事情が理由にするのか、若干農地法３条の分については、例えば、転用目的が農家住宅である場合との表現については、先ほど申したとおり、次回、再度、提出させて、ご意見を頂きたいと思っておりますので、ご了解頂きたいと思っております。

○議長（小筏 正治君） いいでしょうか。

○委員（４番 東 康敬君） この、今、議論がある中でですたい、３条申請も経営基盤強化法も一緒という形の考え方じゃなかですか。そうしたときに、こっちの今の３ページの中で左のほうは空欄がありますよね。この経営基盤強化法にはこういう、書いてあるというのは、これはもう一括して、３条であろうが経営基盤であろうが、一緒の条件という形じゃなかですか、条件的には。

○議長（小筏 正治君） 内容がちょっと違うのかな。内容は違うたいね、基盤強化と３条では。３条の場合は免除もされない。

○委員（７番 渡部 篤君） 今、基盤強化法で使えば、一般個人住宅の場合辺りは、許可が、今のところは出ないということやる。

○事務局次長（増富 浩彦君） 基本的に、農地法の３条と基盤強化法というとは別々に考えんばいかんかなとは思ってはおっとですね。

なぜかと言えば、経営基盤強化促進法は認定農業者またはそれに準ずる人しか使えない、農地法の３条は、例えば、兼業で、転用に関して言えば、土木関係の建設会社ば経営しとる人とかいうとも５反以上持つとけば、農地を買えるんですね。そういった人たちが来たときにというとも考えていかんばいかんとかんとは思っておっとですけど、ちょっと別々に考えてもらったほうがいいのかなど。

○議長（小筏 正治君） 今日の議題は、その基盤強化を転用しての問題で、今、話ばしちよってやけんね。

○委員（３番 松永 一君） やっぱり別ですよ。

○議長（小筏 正治君） うん。別々は別々ですね。基盤強化で上がってきたときの、転用するに当たってはどうすればいいのかというのがこの議題やけん。

○委員（２番 大島 忠保君） ３条も基盤強化法も一緒ですもんね。

○議長（小筏 正治君） うん。農地は農地として取得やけん。

この基盤強化での取得で絶対農地は転用できないというふうな感じで来とったわけですけど、人間誰しも、そういうつもりで基盤強化で農地を取得したとしても、１０年２０年先は、どのように時代が変わってきて、どうしても基盤強化で農地を取得したところに、農家住宅とかどこか

で転用しなきゃいかんという時代が来たときには、どうしてもいけないのかと、そういうときが来るんじゃないかなと思うわけですね。そういうときに対してどうするかと、今、審議しているわけです。妥当な、そういう理由があれば、許可してもいいんじゃないかというような。

○委員（2番 大島 忠保君） この辺の考え方というのを、合併する前、各町の時代の愛野辺りで、例えば、おやじのその土地の中に、補助事業的な施設を造ると、牛舎等造るとか何とかってなった場合は、前は1作、飼料作物を作ってくださいとか何とか、贈与を受けた場合のことがあったよね。そげんとは、今の時期にですよ、やっぱり、その、農業関係の補助事業とか、何とか受けてある、こういった形の場合はもう、全く、そういうとは関係なくして、今のところはできる形になつておるばつてん、やっぱりそういうふうなところが、今のところのこん、何というですかね、認定農業者とかをつくって、そっちのほうに農地を集積していくというような、この政府の考え方は、中ですよ、そういうふうな流れの中での、多分、こういうふうな形を取っていかんばでけんというふうな形での、やっぱりその辺の形の中でのやりやすさとか、なるべくなら認定農業者辺りに農地が集まっていくというような形じゃなかでしようかね。全く違う、考え方というのは。

○事務局次長（増富 浩彦君） いや、そういう考え方もあるんじゃないかなとは思ってんですけど。

○議長（小筏 正治君） はい。

○委員（17番 鶴崎 進君） やはり、この基盤強化法を利用した人は、あくまでも転用がないような指導の方法は、これでよかと思えますよね。しかし、その、なぜかと言えば、以前までは500万までは税金の免除があって、今、800万まで免除されることになつてますから、それだけの免除を受けた人は、農地は農地としてちゃんと利用してもらわんばつまらん、そのための基盤強化法ですから。

3条も一緒ですけど、強化法については、皆さんが考えて、認定農業者を優先されてありますから、それだけのことは自覚をしてもらいたいと思えますね。ほいで、何らかの形で、転用がしなくてはならないという人があれば、これは仕方がないですけど、前もって、計画的に基盤強化法をして転用を何年したらしてよかけんというふうな考えを持った人には、基盤強化法は許可しないというふうな考えを持たなければ、これは、基盤強化法の形がなくなってしまう、私はそげん思います。

○議長（小筏 正治君） 恐らく、基盤強化で土地を求める人は、内容が分かってするので、どうしてもというのは何年先か、20年か30年先か分からんし、そのときにどうしようかということですね。そういうときに、もう時効が何年ということもなかつでしようから、そして法的に基盤強化において転用してはいけないという、法的な決まりもないという。

○委員（2番 大島 忠保君） やっぱり1つは何というか、アパート的なことをやって、何とかというのは、もちろん（「だめですよ」と言う者あり）それはだめという形で、やっぱり跡継ぎ息子が

できたと、どうしても農家住宅をやりたいとかというようなことになったときに、それは、一番都合がよかところの、一番農業的にもやりやすかところに、農家住宅の当たりもよかったという要望が出てくんじゃろうと思うとですよ。やっぱり、その辺がなるだけなら、やっぱりやりたいところにはやらせてやりたいという気持ちも出てくるじゃろうし、本当はやっぱり農地は農地として扱うてくれのというようなところも出てくるじゃろうしね。

○議長（小筏 正治君） それはやっぱり、こういう、申請が上がってくれば、審査ですたいね。もう許可できませんというところやったら許可できませんと。

○委員（2番 大島 忠保君） 農地の良いところの真ん中に持って行って建ててもらえば、その周りにまた建ててよかという形になっていくけんですね。やっぱりその場所的なものも話しをしないと。

○議長（小筏 正治君） そうですね。場所にもよりけり。

どうしましょう。この基盤強化取得後の件について、来年度よりと、提案どおり運用していくことで、問題ないわけですかね。

○委員（18番 大久保信一君） 先に事務局長の話があったんで、次回にですよ、もう一回、ぴしゃっとしたものつくって、そこで再度検討する形でいいのでは。

○事務局次長（増富 浩彦君） 来月、ちょっと再度、文言辺りを考えてから。

○議長（小筏 正治君） また、来月のこの会議で再検討といいますか、今日は決定せずに、事務局、それでよかですか。

○事務局次長（増富 浩彦君） よかですよ。

○議長（小筏 正治君） 分かりました。

それでは次に、その他に移ります。事務局、また皆さんから何かありませんか。

○事務局長（坂本 英知君） すみません、事務局から。本日、お配りした、農業委員会最適化推進委員の推薦、応募の状況、A3の横の用紙を御覧頂きたいと思います。

今現在、3名の推進委員の申込みがあつております。農業委員は、うちの所管じゃありませんけれども、今のところ、申込みの不備があつて、指し戻しがあつたそうなんですけれども、今のところ受理はないそうです。応募要項の中に中間発表をするということでありましたので、来週の月曜、遅くとも火曜日には雲仙市のホームページのほうに掲載をしたいと思っておりますけれども、内容について何かご質問等ありましたら、ご意見を頂きたいと思ひます。

○議長（小筏 正治君） 皆さん方、ありませんか。

○事務局長（坂本 英知君） ご意見がなかったらば、この内容に基づいてホームページに掲載させていただきますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） じゃあ、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして農政に係る協議を終了します。

午後 3 時33分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月 5日

議 長

署名委員

署名委員